

特定期間引受配達地域指定郵便の 試験的取扱いに関する約款

郵便事業株式会社

特定期間引受配達地域指定郵便の試験的取扱いに関する約款

(約款の適用)

- 第1条 郵便事業株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第67条第1項及び第68条第1項並びに郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第27条第2号の規定に基づき定めるこの特定期間引受配達地域指定郵便の試験的取扱いに関する約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)により、特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いを試験的にします。
- 2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)

- 第3条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を6月1日から8月31日までの間に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。
- 2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。
- (1) お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項の規定により発行された郵便葉書(お年玉付きとして発行されたものを除きます。)であること。
 - (2) 同一差出人から差し出されたものであること。
 - (3) 差出事業所が指定するところにより、地域ごと又は一定の通数ごとに区分し、その事業所が交付する用紙にその地域の名称、郵便区番号及びその事業所が指示する事項を記載して、その事業所が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その事業所が指定するところにより、地域ごと又は郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - (4) 当社所定の書面を添えて差し出されたものであること。
 - (5) あらかじめ、その郵便物の配達事務を取り扱う事業所ごとの配達箇所数の異動により、その事業所において配達すべきものとして差し出されたものの数量とその事業所において配達を完了したものの数量に過不足が生ずる場合があることを承諾して差し出されたものであること。この場合における残余の郵便物については、その事業所において差出人が指定した地域以外の地域がある場合には、その地域の住宅等の全部又は一部に配達することがあり、なお残余が生じた場合には、差出人に返還します。
 - (6) 内国郵便約款別記16に掲げる事業所又はその郵便物の引受けに関する事務に支障がない事業所として支社が指定したものに差し出されたものであること。
- 3 特定期間引受配達地域指定郵便とする郵便物(以下「特定期間引受配達地域指定郵便物」といいます。)は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(特定期間引受配達地域指定郵便の表示)

- 第4条 特定期間引受配達地域指定郵便物には、その表面の見やすい所に「配達地域指定」の文字及び差出事業所が指示する事項を明瞭に記載していただきます。

(特定期間引受配達地域指定郵便物の差出場所)

- 第5条 特定期間引受配達地域指定郵便物は、東京都並びに大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市及び岡山市内に存する事業所であって第3条(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)第2項(6)に規定するものに差し出していただきます。

(料金)

- 第6条 特定期間引受配達地域指定郵便の料金(以下「特定期間引受配達地域指定郵便料」といいます。)の額は、この約款の料金表に定めるところによります。

料金表

特定期間引受配達地域指定郵便料は、次のとおりとします。

特定期間引受配達地域指定郵便料	無料
-----------------	----

附 則


(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年6月1日から実施します。

(この約款の失効)

第2条 この約款は、平成22年5月31日限り、その効力を失います。

様式 特定期間引受配達地域指定郵便物差出票

特定期間引受配達地域指定郵便物差出票				
付 日 印 	差出人住所又は居所 差出人氏名 印			
配達事業所名	郵便区番号	配達地域	通 数	

備 考

- 1 差出人氏名欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 この用紙は、配達事務を取り扱う事業所ごとに正副2通を提出していただきます。
- 3 「通数」欄の単位を区別する縦線は、適宜増減しても差し支えありません。
- 4 郵便物の配達事務を取り扱う事業所において配達すべきものとして差し出されたものの数量とその事業所において配達を完了したものの数量に過不足が生ずる場合があることを承諾していただきます。この場合における残余の郵便物については、その事業所において差出人が指定した地域以外の地域がある場合には、その地域の住宅等の全部又は一部に配達することがあり、なお残余が生じた場合には、差出人に返還します。
- 5 この用紙は、日本工業規格A4とします。